

第1編

刑法総論

第1章 罪刑法定主義

憲法 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

憲法 39 条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

「罪刑法定主義」とは、犯罪と刑罰はあらかじめ成文の法律によって明確に規定されていることを要するという原則をいう。罪刑法定主義の原則から、次のような派生原則が導かれる。

■ 罪刑法定主義の派生原則

法律主義(慣習刑法の排除)	いかなる行為が犯罪で、いかなる刑罰が加えられるか国会の議決で成立する法律で定めておかなければならないという原則。
類推解釈の禁止	刑法上の解釈において、類推解釈は禁止される。 もともと、被告人に有利な類推解釈は許され、また、拡大解釈は許される。
刑罰法規適正の原則	・絶対的不定期刑は禁止される →刑種及び刑量をともに法定しない場合 例:「殺人をした者は刑に処する」 →刑種だけを法定し、刑量を法定しない場合 例:「殺人をした者は、拘禁刑に処する」 ・罪刑均衡の原則 刑罰はその内容と程度が適正でなければならない。
刑罰法規不遡及の原則	施行前の行為に対してまで遡って適用することは許されない(憲法 39 条前段)。